

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年7月31日

東御市長 花岡利夫

1 入札に付する工事名及び工事概要

- (1) 工事名：緊急自然災害防止対策事業 本海野田沢線舗装修繕工事
- (2) 工事場所：東御市大川
- (3) 工事番号：6-一般-49
- (4) 工期：契約締結の日から令和6年11月15日まで
- (5) 工事概要：表層打替え L=42m、A=367㎡、横断側溝改修 L=8m
- (6) 最低制限価格：設定あり

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は東御市財務規則（平成16年東御市規則第36号）第104条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 東御市が付与した令和6年度入札参加資格の舗装工事業の格付けがA級、B級又はC級の者。
- (3) 東御市内に本社・本店を有する者（市内本店扱い認定者含む。）。
- (4) 東御市が付与した令和6年度入札参加資格の新客観点数が30点以上の者。
- (5) 舗装工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する特定建設業許可又は一般建設業許可を有している者。
なお、下請金額の総額が4,500万円以上となる場合には、舗装工事業に係る特定建設業許可を有している者。
- (6) 建設業法第26条に規定する技術者を配置できること。
なお、下請金額の総額が4,500万円以上となる場合には、監理技術者資格者証の交付及び監理技術者講習を受けている者であること。
- (7) 配置する技術者は、本工事の入札参加資格確認書提出日以前に3か月以上の恒常的な雇用関係を有する者であること。
- (8) 他の工事を受注したことにより配置技術者を配置することができなくなった場合は、直ちに辞退届を提出することができる者であること。
- (9) 東御市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成20年東御市告示第9号）第4条第1項各号に該当する者であること。
- (10) 東御市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条第4項及び第5項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

3 設計書、共通仕様書及び特記仕様書を示す方法

金抜設計書及び設計図面は、東御市公式ホームページ（以下「東御市HP」という。）からダウンロードすることができます。

4 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付 令和6年8月1日(木)午前8時30分から令和6年8月7日(水)午後5時15分まで(その期間中の午後5時15分から翌日午前8時30分までの間並びに土曜日、日曜日及び祝日の期間を除く。)の間に、指定用紙(東御市HPからダウンロードできます。)で総務課契約財産係へ提出してください。

なお、提出方法は指定用紙をFAX(0268-63-5431)で提出し、電話で提出の旨を連絡してください。

(2) 質問への回答 東御市HPに随時掲載します。なお、質問内容により回答の閲覧(東御市HPへの掲載)に日数がかかる場合があります。

5 入札書等の提出方法並びに入札の執行及び開札

(1) 入札書等の提出方法

ア 東御市事後審査型一般競争入札に伴う郵便入札実施要綱(平成20年東御市告示第10号)の規定を踏まえて提出してください。

イ 入札書に記載する日付は、投函日としてください。

ウ 入札書と一緒に内訳書を同封してください。内訳書の作成については「工事費内訳書の作成にあつての注意事項」を確認してください。

エ 入札書は、令和6年8月20日(火)から令和6年8月21日(水)までの間に、一般書留郵便又は簡易書留郵便として次のとおり郵送してください。

(ア) 封筒表面には、次のとおり記載してください。なお、郵送先住所の記載は不要です。

郵便番号 389-0599

日本郵便株式会社東御郵便局留 東御市役所総務部総務課契約財産係あて

開札日 令和6年8月23日(金)

工事番号 6-般-49

工事名 緊急自然災害防止対策事業 本海野田沢線舗装修繕工事

(イ) 封筒裏面には、入札者の郵便番号、名称又は氏名、住所及び電話番号を記載してください。

(ウ) 封筒の大きさは、長形3号までとし、令和4・5・6年度東御市入札参加資格審査申請で提出した使用印鑑届の代表者印により、封筒裏面の封じ目、上下1か所ずつに封印をしてください。

(2) 入札の執行

ア 東御市事後審査型一般競争入札実施要綱に基づき行います。

イ 価格の総額について行います。なお、落札候補者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)をもって、落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるのかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 開札

ア 令和6年8月23日(金)午前9時00分から、東御市役所本館2階全員協議会室において開札を行います。

イ 入札書を郵送した者は、必要に応じ、開札への立ち会いができます。

6 入札書の不受理及び無効

(1) 消印が令和6年8月20日(火)から令和6年8月21日(水)までの範囲にない入札書及び令和6

年8月22日（木）午前9時までに日本郵便株式会社東御郵便局に到着していない入札書は、受理しません。

- (2) 東御市建設工事等入札契約事務処理規程（平成16年東御市訓令第32号）別記の入札心得第7条の規定に該当する入札及び東御市事後審査型一般競争入札に伴う郵便入札実施要綱第9条第1項各号の規定に該当する入札書は、無効とします。
- (3) 提出された内訳書について審査項目に従い審査した結果、不備があった場合は、その者の入札を無効とします。

7 落札の決定及び入札参加資格要件の審査

- (1) 本工事の入札は、下表の工事内で一抜け方式により執行します。

下表に記載する工事では、重複して落札候補者となることはできません。

落札候補者となった者が行った以後の入札は無効とします。

ただし、同一の者による複数の工事への入札がない場合又は、入札の状況から、一抜けが困難な場合等は、一抜け方式は取りやめとします。

落札決定順位	工事番号	工事名
1	6一般-48	緊急自然災害防止対策事業 原口栗林線舗装修繕工事（第2工区）
2	6一般-49	緊急自然災害防止対策事業 本海野田沢線舗装修繕工事
3	6一般-50	緊急自然災害防止対策事業 和379号線舗装修繕工事

- (2) 入札参加資格要件の審査及び落札者の決定は、開札後に行います。
- (3) 落札候補者は、審査資料の提出を求められた日から3日以内（土、日曜日及び祝日を除く。）の日の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）の間に、次に掲げる書類を、総務課契約財産係へ持参してください。
 - ア 事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書
 - イ 配置技術者に関する書類（原則として、配置技術者は契約の際に変更できません。）
 - ウ 資格等の写し（配置技術者が監理技術者の場合は「監理技術者資格者証」の写し（表・裏）等）
 - エ 技術者の恒常的雇用関係が確認できるもの（健康保険証等の写し等）
 - オ その他市長が必要の都度、指示する書類※ 書類は一括して袋とし、押印のうえ提出してください。
- (4) 入札参加資格要件の審査は、予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）以下で最低制限価格以上の範囲内で最低価格提示者から順に実施し、入札参加資格要件を満たしている者1者が確認できるまで繰り返し行います。
- (5) 入札参加資格要件の審査は、審査書類の提出があった日から3日以内（土、日曜日及び祝日を除く。）に行います。
- (6) 審査を行い、入札参加資格要件を満たしていることを確認した場合は、落札者として決定し、通知します。

8 入札保証金、支払条件及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の5%とし、納付は免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合は納付を要します。
- (2) 支払条件
 - ア 前払金
請負代金額の4割の範囲内で前金払することができます。
 - イ 中間前払金

請負代金額の2割の範囲内で中間前金払することができます。

ウ 部分払

原則として、東御市財務規則第137条の規定による回数の範囲内で部分払することができます。

(3) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の金銭的保証

9 その他注意事項

東御市事後審査型一般競争入札実施要綱及び東御市事後審査型一般競争入札に伴う郵便入札実施要綱に留意してください。

10 入札事務に関する問合せ先

東御市総務部総務課契約財産係

電話 0268-64-5805 (直通)

FAX 0268-63-5431